

業務及び財産の状況等に関する報告書

(預金保険法第80条に基づく報告書)

平成14年4月23日

紀 南 信 用 組 合

金融整理管財人

西尾 隆文

倉田 巖圓

目 次

	頁
I 管理を命ずる処分を受ける状況に至った経緯等について	1
1. はじめに	1
2. 経営破綻の原因	1
(1) 当組合を取り巻く経営環境と経営状況	1
(2) 経営破綻に至った経緯	1
(3) 破綻に至った要因	2
3. 管理を命ずる処分までの状況	2
(1) 資本の状況	2
(2) 自己資本回復の断念	2
II 業務及び財産の状況について	3
1. 与信業務	3
2. 預金業務	3
3. 投資等業務	3
(1) 投資有価証券	3
(2) 商品有価証券	4
4. 固定資産の状況	4
5. 不良債権の状況	5
III 事業譲渡等の見込みについて	6
1. 基本方針	6
(1) 早期譲渡	6
(2) 優良な顧客基盤・資産の維持	6
(3) 経費の削減	6
(4) 地域金融機能の維持	6
(5) 内部管理体制の整備	6
(6) 責任追及体制の整備	6
2. 具体的施策	6
3. 事業譲渡の見込み	6

I 管理を命ずる処分を受けるに至った経緯等について

1. はじめに

当組合は、平成14年2月15日預金保険法第74条第1項第2号に基づく「金融整理管財人による業務及び財産の管理を命ずる処分（以下「管理を命ずる処分」という。）」を金融庁長官より受け、同日付で金融整理管財人は「業務及び財産の状況等に関する報告及び経営に関する計画の作成命令」を受けました。

同命令に基づき、当組合が管理を命ずる処分を受ける状況に至った経緯等につき調査を行いましたので、以下のとおりご報告致します。

なお、本調査作業につきましては、平成14年2月15日に選任されてから直ちに開始致しましたが、時間的制約等もあり本報告書の内容について必ずしも十分ではないと思われる事項もあります。

しかしながら、預金保険法第83条に基づく旧経営陣の民事上や刑事上の責任を明確にするための調査を続けており、これらにつきましても、後日、明らかに出来るものと考えております。

2. 経営破綻の原因

(1) 当組合を取り巻く経営環境と経営状況

当組合は昭和26年10月に熊野市における商工業者が中心となって設立され、熊野市及び南牟婁郡を主要営業基盤とし、主として渉外活動により小口の預金・積金を集め、それを地域の建設業、製造業、卸売・小売・飲食業、不動産業、サービス業を主体に組合員である中小零細企業者や個人（住宅ローン）に対して融資する等地域密着経営を行ってきました。

しかしながら、昭和34年頃から地域経済の低迷等により不良債権が続出し、経営の悪化を招いたことから、昭和36年～56年及び昭和57年～61年の2度にわたって自主再建計画を実施したものの、所期の効果を上げることができず、不良債権も累増したため、三重県及び地元金融機関の人的、資金的支援を軸とした10ヵ年の「経営健全化計画」を、昭和62年4月から平成10年3月にかけて実施した結果、平成9年度決算で不良債権は一掃され、平成10年度には自己資本比率が6.40%に、平成11年度は7.35%と推移するに至りました。

(2) 経営破綻に至った経緯

当組合は、過去に長期間にわたり不良債権に悩まされた経験があったため不良債権化を恐れ貸出しを抑制する傾向があったことに加え、地元経済、特に林業、建設業、製造業、卸売・小売・飲食業、不動産業、サービス業といった当地域の主要産業にお

ける中小零細企業の業績低迷によって資金需要が乏しかったことにより、低預貸率を余儀なくされてきました。このため、国債・社債等を中心とした有価証券の運用と並んで株式投資信託による運用によって採算を図ってきました。

このような状況の中で、当組合は長期間の無配状態を抜け出して配当できるだけ収益を上げるとの方針のもと、収益確保を図るためハイリスク・ハイリターン株式投資信託での運用を高めた結果、株式相場下落により、多額の含み損を抱えることとなりました。

(3) 破綻に至った要因

当組合は、平成10年3月に10ヶ年の「経営健全化計画」が終了後も、地元産業の長引く景気低迷の影響により優良な借り手の資金需要が少ない上、不良債権化を恐れた貸出しの抑制により、預貸率は依然として低く、地域密着型の金融機関として他の金融機関に対する優位性を発揮するような施策もとれないままに推移して収益構造を改善できなかったこと、自己資本の充実を目指して、高い運用成績を求めてハイリスク・ハイリターンの金融商品の投資を増やしていったが、これらのリスク管理のノウハウ、リスクを管理する組織・人材、ヘッジ・損切り手法、などの整備がなされないまま投資額を増やしていった結果、多額の損失が発生したことなどが、複合的に重なり合って破綻に至ったものと考えられます。

3. 管理を命ずる処分までの状況

(1) 資本の状況

当組合の平成13年3月末の組合員勘定は506百万円で、うち出資金は202百万円でありましたが、株式相場下落により、平成13年9月末時点において株式投資信託の評価損が656百万円となったことから、企業会計原則に則った正確な自己査定及び適切な償却・引当等による財務状況の把握を行った結果、155百万円の債務超過に陥り、自己資本比率も▲2.45%となることが判明しました。

(2) 自己資本回復の断念

当組合は上記状況であるため、自己資本の充実策として総額4億円を目標に出資予約を確保する出資増強運動を実施したものの、出資金の払込みが確実に行われる見通しが立たず、更なる出資獲得の目処も立たないことに加え、今後、新たな不良債権の発生や有価証券含み損が更に拡大するおそれがあると見込まれたことから、平成14年2月15日、預金保険法第74条第5項に基づく申し出を金融庁長官に行うに至りました。

II 業務及び財産の状況について

1. 与信業務

当組合の与信業務については、主要営業地域である熊野市及びその近隣町村の林業、建設業、製造業、卸売・小売・飲食店、不動産業、サービス業を含む中小零細企業者や個人（住宅ローン、消費、納税資金等）への融資が多くを占めております。

<貸出金残高推移> 店舗数：7店（うち3店は代理店） (単位：百万円、%)

	11年3月末		12年3月末		13年3月末		業界平均 (13年3月末)	
		構成比		構成比		構成比		構成比
貸出金残高	5,808	100.0	6,269	100.0	6,157	100.0	42,927	100.0
うち中小企業	2,776	47.8	2,673	42.6	2,207	35.8	29,059	67.7
うち個人	3,032	52.2	3,596	57.4	3,950	64.2	13,325	31.0

*「中小企業」には個人事業者が含まれます。

2. 預金業務

当組合の預金業務では個人預金の構成比が高く、主に中小企業主やその家族、従業員、知人への活動により維持されてまいりました。

<預金残高推移> 店舗数：7店（うち3店は代理店） (単位：百万円、%)

	11年3月末		12年3月末		13年3月末		業界平均 (13年3月末)	
		構成比		構成比		構成比		構成比
預金残高	12,855	100.0	13,309	100.0	13,309	100.0	65,732	100.0
うち個人	10,663	82.9	10,794	81.1	11,112	83.5	52,367	79.7
うち法人	1,735	13.5	1,518	11.4	1,360	10.2	11,118	16.9
うちその他	457	3.6	997	7.5	837	6.3	2,247	3.4

*「その他」には公金預金、金融機関預金が含まれています。

3. 投資等業務

(1) 投資有価証券

ハイリスク、ハイリターンの有価証券投資を行ったため、多額の損失が発生しました。
なお、破綻公表後、資金繰対策として、売り切りを行い残高は大幅に減少しております。

<投資有価証券残高推移>

(単位：百万円)

	11年3月末	12年3月末	13年3月末	13年9月末の評価損益
投資有価証券	2,440	2,102	2,196	△629
国債・地方債	229	329	—	—
社債	658	673	350	△2
株式	0	0	0	0
その他	1,552	1,099	1,845	△627
貸付有価証券	—	—	—	—

(2) 商品有価証券

当組合は、商品有価証券は保有していません。

4. 固定資産の状況

保有固定資産（事業用不動産、所有不動産）の状況は以下のとおりです。

今後は、業務運営上必要不可欠なもの以外は順次売却する方針といたします。

<固定資産の状況>

(平成13年3月末時点 単位：百万円)

	土 地				建 物		
	件 数	簿価 取得価格	評価額	含み損益	件 数	簿価 取得価格	簿価 償却後
事業用不動産	4	62	108	45	8	237	71
所有不動産	—	—	—	—	—	—	—

5. 不良債権の状況

当組合の不良債権は以下のとおりとなっています。

<リスク管理債権の状況> (単位：百万円、%)

	平成12年3月期		平成13年3月期		業界平均(H13年3月期)	
	貸出金 残高	貸出金に占 める割合	貸出金 残高	貸出金に占 める割合	貸出金 残高	貸出金に占 める割合
破綻先債権	9	0.1	3	0.1	1,163	2.3
延滞債権	80	1.3	82	1.3	4,402	8.8
3ヵ月以上 延滞債権	6	0.1	8	0.1	195	0.4
貸出条件 緩和債権	138	2.2	113	1.8	2,239	4.5
合計	235	3.7	207	3.4	7,999	15.9

<金融再生法の開示債権> (単位：百万円、%)

	平成12年3月期		平成13年3月期		業界平均(H13年3月期)	
	金額	債権の占 める割合	金額	債権の占 める割合	金額	債権の占 める割合
破産更正債権等	20	0.3	5	0.1	3,310	6.3
危険債権	225	3.6	180	2.9	2,509	4.7
要管理債権	75	1.2	86	1.4	2,382	4.5
正常債権	5,987	94.9	5,934	95.6	44,816	84.5
合計	6,307	100.0	6,206	100.0	53,017	100.0

Ⅲ 事業譲渡等の見込みについて

1. 基本方針

(1) 早期譲渡

預金保険機構による資金援助を前提に、円滑な事業譲渡を早期に行うことにより、金融仲介機能の維持及び当組合の事業価値の劣化防止に努めます。

(2) 優良な顧客基盤・資産の維持

優良な顧客基盤や資産を維持し、金融機関としての信任を取り戻すとともに、顧客の信頼回復に全力を尽くします。

(3) 経費の削減

円滑な事業譲渡を行うため、人件費・物件費等の営業経費の削減を図ります。

(4) 地域金融機能の維持

当組合の営業地域において、引続き地域の中小零細企業者等に対する金融サービスの提供に支障が生じないよう配慮いたします。

(5) 内部管理体制の整備

内部事務の厳正化及び相互牽制の徹底など、体制面の整備を図り、受皿金融機関への円滑な事業譲渡を目指します。

(6) 責任追及体制の整備

預金保険法第83条に基づき、内部調査体制の整備を図り、旧経営陣の責任を明確にいたします。

2. 具体的施策

預金保険法の趣旨を十分に踏まえ、業務の円滑な譲渡及び善意かつ健全な取引先の保護のため、早期に事業譲渡を行うよう最大限努力いたします。

3. 事業譲渡の見込み

事業譲渡を行う相手先については、信用組合としての事業特性や地域経済及び善意かつ健全な中小零細企業者を中心とする取引先への配慮を念頭に置き、事業譲渡先の選定を行った結果、平成14年3月1日付で新宮信用金庫と事業譲渡契約を締結いたしました。

以 上